**平成２５年（フ）第５８９号**
岡山市北区富原526番地エトワール21－２号館201号、旧住所岡山県総社市東阿曽1511番地35
債務者　山田　哲世
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５９７号**
岡山市中区湊274番地11
債務者　田中　禮子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第６４号**
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3923番地11　やまゆりハイツ水源１棟201号
債務者　清水　一雄
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

**平成２５年（フ）第５６７０号**
大阪市生野区田島２丁目15番13号　ヴェルクィーン田島403
債務者　小佐井こと　車　　恵
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１９５号**
北海道河東郡音更町中鈴蘭南６丁目２番地ティーエムハイツ201号
債務者　渡辺美枝子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第１９６号**
北海道河東郡音更町中鈴蘭南６丁目２番地ティーエムハイツ201号
債務者　渡邊　　保
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第２０８号**
北海道帯広市南町東５条７丁目16番地　コートモンテンベール201
債務者　多辻　　諒
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 破産手続廃止

**平成２５年（フ）第８４号**
千葉県市川市鬼高２丁目２番17号　アドニス中山105号
破産者　岩間　邦夫
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第１６０号**
千葉県習志野市津田沼１丁目５番５―203号
破産者　八月一日毅肇
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第４３２号**
千葉市中央区松波２丁目19番11号
破産者　有限会社福屋商事
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第４３３号**
千葉市中央区神明町25番地５　レオパレスＨＥＩＭ８―103号
破産者　内田　義昭
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第５１４号**
千葉県市川市新浜１丁目10番20―102号ローズガーデンR12番館
破産者　蒔苗　紘幸
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第５号**
秋田県にかほ市象潟町字小坂60番地
破産者　有限会社アイシーズ
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２５年（フ）第６６８号**
千葉県船橋市大穴北３丁目16番１号
破産者　石井　隆好
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第１９号**
千葉県八街市八街に460番地77　ミレオ２―107号室
破産者　木村　栄治
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２５年（フ）第１８号**
千葉県香取市高萩430番地３
破産者　本宮慎太郎
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

**平成２５年（フ）第１９号**
千葉県香取市高萩430番地３
破産者　本宮　貴子
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

**平成２５年（フ）第８３８号**
東京都八王子市絹ケ丘１丁目32番10号伊東方
破産者　伊野瀬和史
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部